

預金部

前年大會の決議に基く労働銀行準備機關としての、本預金部は、昨年十二月二十日より業務を開始した。爾來八ヶ月其取引高は拾參萬九千八百餘圓、預金高は七月度に於て壹萬七千圓程度に達し遂月増加を示して居る。貸出しは預金者に限るも主として協同組合事業方面である。業務狀況は次頁一、二、三、表によつて見らるゝ如く短時日の業績も誠に良好なりと云ひ得る。更に組合支部の協力を希望する。

附則

- 第一條 本預金部ハ日本労働總同盟關東労働同盟會預金部ト稱シ、事務所ヲ東京市之區三田四國町二丁目法人日本労働會館内ニ置ク
- 第二條 本預金部ハ日本労働總同盟所屬ノ組合並ニ支部及其ノ事業部等ノ基金又ハ餘裕金ノ保管並ニ金融ヲ行フヲ以テ目的トス
- 第三條 本預金部ガ發行スル預金通帳並ニ證書ハ買賣譲渡、質入、書入等ヲナスコトヲ得ス
- 第四條 預金、貸付及回收
- 第五條 本預金部ニ於ケル預入方法ハ左ノ二種トス
- 一、定期預金
 一、定期預金ハ一口百圓以上ニシテ六ヶ月又ハ一年トシ特別ノ事情ナキ限り其期間拂戻シラサズルモノトス
- 二、通常預金
 一、通常預金ハ一回一圓以上何程ニモ隨意預入及引出ス事ヲ得ルモノトス

毎月末試算表 (昭和七年一月一八月)

(第一表)

項目 月次	借方				貸方			
	定期 預金	通常預金	受入利息 及 雜收	計	貸出金	公債券	経費	支利息 拂 預金 元 金
1	—	3,426.05	1.05	3,427.10	1,800.00	743.00	14.35	—
2	—	4,204.76	2.57	4,207.33	1,858.00	743.00	17.95	—
3	50.00	3,858.56	38.94	3,947.50	2,548.79	743.00	17.95	—
4	150.00	5,186.00	67.12	5,603.12	2,610.86	743.00	17.95	—
5	150.00	10,034.83	110.79	10,295.62	8,158.20	743.00	17.95	—
6	150.00	12,781.35	225.86	13,157.21	11,998.50	—	17.95	71.27
7	150.00	16,581.41	315.85	17,047.26	14,700.20	—	17.95	71.27
8	2,150.00	9,494.43	518.37	12,162.80	6,939.86	972.91	17.95	71.27

取引高

(第三表)

項目	受	拂	累計
12	1,992.15	1,573.64	3,565.79
1	2,039.44	1,600.30	7,205.53
2	4,016.94	3,798.34	15,020.81
3	2,973.85	3,912.34	21,907.00
4	13,503.74	11,909.39	47,324.13
5	8,425.07	9,280.71	65,025.91
6	9,225.41	9,442.42	83,643.77
7	5,516.61	4,424.26	93,634.64
8	24,053.80	22,144.83	139,833.27
計	71,747.04	68,086.23	

損益計算表 (第二表)

(自昭和六年十二月二十日
至昭和七年 八月三日)

項目	損	益
受入利息		426.31
雜收入		9.4
經營費	17.95	
支拂利息	71.27	
計	89.22	518.05
未收利息		16.72
未拂過利息		
通常預り	118.16	
定期預り	5.39	
再計	123.55	531.77
引益金		528.22
計	212.77	531.77

- 三、利息ハ定期並ニ通常共東京府農工銀行ノ利率ヲ以テ標準トス
- 第五條 貸付ヲ得ントスルモノハ左ノ資料並方法ヲ以テ之ニ様式ノ手續ヲ經ルコトヲ要ス
- 一、本預金部ノ預金者タルコト
- 二、本預金部ノ預金者ニ若シテハ、連帯保證ヲ要ス
- 三、返済方法ノ契約
- 第六條 貸付ヲ受ケタルモノノ利率並ニ返済義務ノ履行ヲ監視スルモノトシテ連帯保證者ヲシテ代行セシムルモノトス

附則

- 第七條 本預金部ノ業務ハ關東労働同盟會理事會ノ委任ニ依リテ並ニ部員ニヨリテ之ヲ執行スルモノトス
- 第八條 本預金部ニ評議員ヲ任ズル事ヲ得
- 第九條 本預金部ニ評議員會ヲ設ケ加入者ノ協同、利益、並ニ運用ニ就テ協議決定ス
- 第十條 評議員會ハ關東労働同盟會理事會ノ選出スル半數及過半數中ヨリ選バラル半數ノ評議員並ニ部長、部員ニヨリシテ構成シ必要ニ應ジ部長之ヲ招集ス
- 第十一條 評議員ハ關東労働同盟會監査役ト共ニ本預金部ノ監督者トシテ其ノ職務ヲ行フモノトス
- 第十二條 本預金部ノ事業成績ハ關東労働同盟會理事會トシテ之ヲ報告シ其ノ承認ヲ經ルヲ要シ、其年度ハ同會同定期トス
- 本規約ハ昭和六年十二月十六日ヨリ實施ス